

## 寄付金規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団（以下「この法人」という。）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄付金 この法人の会員又はこの法人の会員を含む広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄付金
- (2) 特定寄付金 この法人の会員又はこの法人の会員を含む広く一般社会に、事業実施のために募金活動を行うことにより受領する寄付金
- (3) 特別寄付金 前各号のほか、個人又は団体から用途を特定された大口の寄付金

2 この規程における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

### (寄付金の募集)

第3条 この法人は常時上記寄付金を募ることができる。

### (受領書等の送付)

第4条 一般寄付金又は特定寄付金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書を寄付者に送付するものとする。

### (特定寄付金)

第5条 特定寄付金は、適正な事務経費を控除した残額の総額を使用することとして資金用途を定めなければならない。この場合の事務経費については取扱要綱にて定める

2 この法人は、特定寄付金の支出が完了したときは、当該寄付金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄付者に交付するものとする。

ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

### (特別寄付金)

第6条 この法人は個人又は団体より特別寄付金（概ね100万円以上）を受領することができる。

2 1項の寄付金について寄付者から資金用途及び寄付金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。

3 1項の寄付金を受領するときは、寄付者と法的書面が必要な場合は取り交わしを行うこと。

4 1項の寄付金下記各号に該当する場合若しくはその恐れがある場合には、当該寄付金を辞退しなければならない。

- ① 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体はその寄付により、特別の利益を受ける場合
- ② 寄付者とその寄付をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- ③ 寄付金の受け入れに起因して、この法人が著しく資金負担が生ずる場合
- ④ 前3号に掲げる場合のほか、この法人の業務の遂行上支障があると認められるもの及びこの法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

- 6 1項の寄付金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書を寄付者に送付し、寄付者の意向を確認した上で、感謝状等の贈呈を行うこと。
- 7 1項の寄付金は、適正な事務経費を控除した残額の総額を使用することとして資金使途を定めなければならない。この場合の事務経費については取扱要綱にて定める

#### **(個人情報保護)**

第7条 寄付者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

#### **(その他)**

第8条 取扱要綱については、代表理事が定める。

#### **(改廃)**

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

#### **(その他)**

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

この規則は、令和2年4月1日から施行する。